

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 13 回定例
10 月 9 日（金）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 27 年 10 月 9 日に教育委員会第 13 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 27 年 10 月 9 日（金） 開会 13 時 30 分
閉会 14 時 30 分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
池 田 和 久 理事兼教育総務課長
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長
山 本 知 成 教育政策課長
中 川 好 広 情報化推進室長
平 松 明 子 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
杉 山 和 幸 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
奥 村 篤 義務教育課人事監
渋谷 浩 史 高校教育課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長
北 川 清 美 社会教育課長
増 田 曜 子 文化財保護課長
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
杉 本 寿 久 総合教育センター所長
中 村 かおり 教育総務課専門監

4 その他

(1) 報告事項 1～2 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

7 月 3 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
報告事項 2 は未公表案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 興 委 員： 未公表とはどういった意味か。
- 教育総務課長： 監査結果は資料の 5 ページである。
- 興 委 員： 資料内容を確認せず判断することとなっている。資料内容を確認せず公開非公開を判断しなければならない。その判断に必要な限りの説明を求める。
- 教育総務課長： 監査委員が発表した指摘された注意内容は件名のみである。今回、内容を説明しなければならないため非公開である。
- 興 委 員： それは監査委員の立場からであって受けるのは我々である。指摘がどうであったか真摯に受け止めて、どう対応するかは考えなければいけない問題である。監査委員から項目だけは周知されているので、参考資料として教育委員会として、指摘された実態について、説明責任があるのではないか。今回、非公開にするのであれば、公開が可能なところまでにして、残りは非公開ということであってもよい。一切非公開としてしまうと、どんな監査結果を教育委員会が受けたかが分からない。教育委員会が真摯に受け止めて、その結果を県民の方に伝えていく責務があると思うので今の説明では不十分かと思う。
- 加 藤 委 員： 公開は監査委員が公開するということか。
- 教育総務課長： そうである。
- 加 藤 委 員： 監査委員からは公開されているのか。
- 教育総務課長： 公開されている。
- 溝 口 委 員： 説明内容に個人を特定する情報等が含まれるので、非公開にするということか。
- 教育総務課長： そうである。
- 興 委 員： 取り扱いの問題として、監査委員に関係なく教育委員会が判断できると私は思う。監査委員が公開している部分だけを資料として出して、県教育委員会として今後、再発防止に向けた具体のシートを資料として残す方法もあると思う。監査委員が指摘しているのに、すべてを非公開にしてしまうと、教育委員会がどのような議論をしたかが見えてこない。それは県民に対して不正義だと思う。今後、同じことを繰り返さないよう、方法を考えるべきである。
- 溝 口 委 員： 以前、万引きの案件があり監査委員の報告に対して、しっかり受け止めて議論するということがあった。興委員が指摘したように案件によってはもっと公開すべきであるが、万引きやわいせつについて、教育委員会は議論ができてないという指摘だと思う。そういったときにはもう少し踏み込んで議論しなければならないであろう。
- 興 委 員： 監査委員が非公開なので公開しないという理屈はないと思う。監査委員が簡単な概要が分かる資料を出しているとしたらそれは審査する。

しかし教育委員会は監査委員が何を公開しているかは別の問題として、教育委員会として判断する責務がある。その上で溝口委員が言ったように教育委員会が非公開とする事案は、個人の名前にかかることは避ける、個人の人事事案に関することは避けるという考え方であったと思うので、そこに加列化することは適切ではない。この問題は今回は資料が用意されていないので、今後考えていくべきである。

教 育 長： 報告事項2を非公開とするがよいか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、報告事項2は非公開とする。

報告事項1 平成27年度特別支援体制整備研究協議会報告

教 育 長： 報告事項1「平成27年度特別支援体制整備研究協議会報告」について、渡邊特別支援教育課長より説明願う。

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 幼稚園は公立、私立ともに比較的連携しやすいが、保育園については待機児童が多く、認可外保育園等もあり連携という点ではどのようになっているのか。どちらかというところとそういった保育園に障害児が入りやすいのではないかと思う。自分の経験でいうと認可外保育園との連携も考えていかなければならないと思うが課題としてはどのようになるところになるのか。もう一点は母子手帳であるが、よくできており大事であるが、そういった媒体が震災では流れて紛失してしまったりしている。ほとんどの若い世代がスマホ等でアプリを利用しており、今後はそういった地震防災の観点からもクラウドで管理するなど、時代にあったツールということでICT化も進めてほしい。

特別支援教育課長： 無認可も含めた保育園の関係であるが、比較的小さな町では保育園まで教育委員会が直接行って実態把握するなどのケア、が容易である。反対に大きな市町は幼稚園、保育園が多いので、巡回も難しいため、文書でのやり取りが中心となってしまう。現状は市町が積極的に情報収集をして、相談があった時には特別支援学校を核にししながら相談を繰り返すことになる。特別支援学校の教員は幼稚園保育園を含めて相談を受けており、次の支援機関につなぎをつけていくという間接的な動きをとっている。行政的には難しい領域ではある。

溝 口 委 員： 私の周りで小学校に上がる子のことなどの相談を受けるが、特別支援学級などについて、保護者がそこにハードルの高さを感じている印象がある。私自身も情報ギャップを凄く感じている。小さい町はケアができるのだが大都市ほどそう思う。現在、待機児童が深刻な問題なので、認可外保育園にも来てもらい、とりわけ保育園は埋もれてるお母さん、親御さん、子どもがいるので、引き続きケアをお願いをしたい。

特別支援教育課長： 先ほど養護教諭の報告にもあったが、窓口として各学校の特別支援コーディネーターが様々なところに繋いでいくべきであると報告があっ

たが、やはり身近なところは相談が容易である。ただしコーディネーターについては学校教育の範疇で依頼しており、保育園まで依頼は及んでいない。とはいえ、福祉と連携していく中でシステムとしてそういった立場の方を保育園にも作ることが大事だと思うので相談しながら進めていきたいと考える。

教 育 長： 保育園、幼稚園について、踏み込んでやっていくという時代になりつつある。

渡 邊 委 員： 公立の小学校等で特別支援学級が無い学校の場合、本来は特別支援学校の支援が必要な子どもたちも通常の学級で先生たちが目をかけて、声かけている。予算があって支援員のような方が入ってくると良いが、そういった支援も受けられなくて困っている現場の先生もいる。特別支援学級に入れず、普通の学級にいて支援が必要な子どもたちに対してのサポートも充実していくとよいと思う。

教 育 長： 特別支援学校はあるが特別支援学級となると少人数であるがケアが必要である。

渡 邊 委 員： 通常の学区内に特別支援学級がない時には、歩いて行ける学校にとりあえず行かせることになるが、通常学級の中で孤立してしまったり、先生方も手一杯になってしまって、その子に総動員で当たってしまっている状況もある。

溝 口 委 員： 毎回、移動教育委員会でこの問題が話題になる。長泉町は支援員に充当する予算があるが、財政状況の悪い市町だと県から予算措置してほしいという要望が出る。

教 育 長： 増えていく傾向かと思うが、数値的にはどの程度か。

義務教育人事監： 小学校の通常学級に特別な支援を要する子どもたちが 6.3 パーセントから 6.4 パーセントいる状況である。県教育委員会事務局では毎年、免許のある支援員を配置しており、本年度は 168 名を小学校に配置している。国では地方財政措置ということで、一校に一人分の財政措置はされているのだが、市町の財政当局との関係もあり対応しきれない部分がある。

加 藤 委 員： 幼、小、中、高で、成長過程が見えるようにすることは、学校教育の中で行うことに意味がある。最終的に高校卒業後、社会人として自立していくのだが、社会で活躍させる雇う側にとって、その子の履歴がよく分からない。例えば、小学校ではこうだったが、中学校ではこういった成長があって、高校ではこのような特徴が表れた、というような履歴があれば、雇う側が何人かの候補者の中から、「この子だったらうちで引き継いで仕事ができるのではないか」というところにつながると思う。よって学校の中で履歴がつながるだけでなく、その履歴が社会人までつながっていくと良い。以前、広島で開催した全国都道府県教育委員会全連合会の資料を回覧したが、広島では園芸が得意な子には園芸の、工芸が得意な子には工芸の、というように得意なものに合わせて資格を授けるというやり方をしている。就職率が高まってい

るとの報告であり、履歴という意味で分かりやすい。特別支援学校において何が得意だったのか分かるような「価値付け」を子どもたちに与えるのは大事なことだと思うが検討できるか。

特別支援教育課長： 検討する。

興 委 員： 協議会の性格と、成果と課題に挙がっている内容がよく分からない。研究協議会というのは、タイトルあるように「支援体制を整備する」ことについて研究協議をする場ということか。ここに書かれているように、保健福祉行政担当者等の方々が参加して協議結果を持ち帰り、それぞれのセクターでその充実を期すということか。そうであると、参加者アンケートで「大変参考になった」と書いてあるが、そうした外観的なことではなく、これを持ち帰ってどうするかということが、7の成果と課題の中に明記してほしいと思う。もう一つ重要なのは、7の成果と課題に上がっている大きい切り口は、ほとんど関連するのであるが、タイトルから言うと支援体制の整備なので、各ステージでの体制の充実という視点が一番重要かと思う。ところがタイトルの中を読むと、本当に特別支援体制の整備が図られたかどうかという議論が顕在化しなく、連携の話になっており、本質を間違えた議論をしているのではないかと感じる。おそらく、今回だけではなく、毎年、こういった研究協議会をしているのだが、支援体制を眼目において、その充実を期すためには各セクターがどうするか、各セクターの連携をどうしたらよりいい形になるのか、それぞれに弱点があればどう補強しあうのか、ということをやってその上でツールがどんな役割を果たすのかということになると思う。「日程及び内容」の中で、講演の「共生社会の形成に向けて特別支援教育を機能させるということ」、これはとても意味があると思う。そのほか、県の教育委員会であるとか、県健康福祉部所管事項を説明されるのもよくわかりやすい。何かどうもメッセージの出し方というか、議事録のまとめ方の問題かもしれないが、会合の目的を考え、少し工夫が必要ではないか。重要なポイントを絞っていない印象を受ける。研究協議会の構成員というのは、具体の人が決まっているのか、それとも各自 100 何名とかいてあるが、フリー参加なのか。

特別支援教育課長： 各市町で担当している行政担当者である。

興 委 員： 具体的に名前がエントリーされているのか。

特別支援教育課長： そうである。

興 委 員： 県から誰がエントリーされているのか。

特別支援教育課長： 特別支援教育を推進している特別支援教育課を中心として関係各課からの人員となる。

興 委 員： 具体の名前はあるのか。

特別支援教育課長： ある。

興 委 員： 渡邊特別支援教育課長もエントリーされているのか。

特別支援教育課長： そうである。

興 委 員： 是非、協議会の結果・成果を持ち帰って、その後、どう改善され、具体的にどう進展をしたのか、しなかったのかという報告を次年度に求めるのか、または中間的に求めて、財政措置に反映させていくとかすることがあれば、体制整備としての協議会の意味合いを持つと思う。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承した。

【会議の非公開】

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

<非>報告事項2 監査結果に関する報告

※ 非公開

【閉会】

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 27 年度第 13 回教育委員会定例会を閉会とする。